(c) 審査の対象となっている産品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
(d) 産品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
(e) 実施された審査の方法についての情報
(f) 適当な場合には、裏付けとなる文書

5　輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。

6　一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の税関当局の連絡先の詳細（郵便用宛名及び電子メールアドレス並びに電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を通報し、及びこれらの情報に関する変更を当該変更の日の後三十日以内に通報する。

**第三・二十三条**　不正行為の防止に関する相互支援

両締約国は、この章の規定に対する違反の疑いがある場合には、税関相互支援協定に従って相互に支援を行う。

**第三・二十四条**　関税上の特恵待遇の否認

1　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。

(a) 第三・二十一条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
(i) 回答がない場合
(ii) 関税上の特恵待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でないとき。

(b) 第三・二十一条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
(i) 回答がない場合
(ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合

(c) 第三・二十二条2の規定に基づいて情報の提供の要請が行われた日の後十箇月以内に、
(i) 回答がない場合
(ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合

(d) 前条の規定に基づく支援を事前に要請した後の相互に合意した期間内に、第三・十六条1に規定する関税上の特恵待遇の要求の対象となっている産品に関して、
(i) 輸出締約国の税関当局が支援を行わなかった場合
(ii) 支援の結果が、当該産品が原産品であることを確認するために十分でない場合

2　輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該産品の原産品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第三・二十二条4(b)の規定に従って産品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従って関税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後二箇月以内に、関税上の特恵待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場合において、締約国の要請があったときは、当該通報が行われた日の後三箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に応じて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める手続に従って行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠のみに基づき、及び輸入者に意見を述べる権利を与えた後に、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

**第三・二十五条**　秘密の取扱い

1　一方の締約国は、この章の規定に従って他方の締約国から自国に提供される全ての情報の秘密を自国の法令に従って保持するものとし、当該情報を開示から保護する。

2　輸入締約国の当局がこの章の規定に従って入手した情報については、この章の規定の実施のために、当該当局のみが使用することができる。

3　この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸出締約国の税関当局又は輸入締約国の税関当局が第三・二十一条及び第三・二十二条の規定の適用により輸出者から入手した業務上の秘密の情報は、開示してはならない。

4　輸入締約国は、自国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。ただし、輸出締約国が自国の法令に基づき当該情報の使用の許可を与えた場合は、この限りでない。

**第三・二十六条**　行政上の措置及び制裁

各締約国は、産品について関税上の特恵待遇を得るために提供された文書であって不正確な情報を含むものを作成し、又は作成させた者（第三・十九条に定める義務を遵守していない者又は第三・二十二条3に規定する証拠を提供せず、若しくは同条3に規定する訪問を拒否する者に限る。）に対し、自国の法令に従って行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科する。

## 第C節　雑則

**第三・二十七条**　セウタ及びメリリャへのこの章の規定の適用

1　この章の規定の適用上、欧州連合については、「締約国」には、セウタ及びメリリャを含まない。

2　日本国の原産品については、セウタ又はメリリャに輸入される場合には、全ての事項に関し、この協定の下で、スペイン王国及びポルトガル共和国の欧州共同体への加盟に関する条約の議定書二に基づき欧州連合の関税領域の原産品について適用される税関における取扱いと同一の税関における取扱いを受ける。日本国は、この協定の対象となる産品であってセウタ及びメリリャの原産品であるものの輸入について、この協定に基づき、欧州連合から輸入される産品であって欧州連合の原産品であるものについて適用される税関における取扱いと同一の税関における取扱いを適用する。

3　この章の規定に基づく原産地規則及び原産地手続は、日本国からセウタ及びメリリャに輸出される産品並びにセウタ及びメリリャから日本国に輸出される産品について準用する。

4　第三・五条の規定は、欧州連合、日本国並びにセウタ及びメリリャの間の産品の輸入及び輸出について適用する。

5　セウタ及びメリリャは、単一の領域とみなす。

6　スペイン王国の税関当局は、セウタ及びメリリャにおけるこの条の規定の適用に関する責任を負う。

**第三・二十八条**　原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第四・十四条1に規定する他の責任に加えて、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　この章の規定の適用上、専門委員会は、次の任務を有する。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
(i) この章の規定の実施及び運用
(ii) 締約国から提案されるこの章の規定の改正